

上尾市陸上競技協会 上尾ジュニア陸上クラブ

入会申込資料



上尾ジュニア陸上クラブ 会則

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は上尾市陸上競技協会（以下上尾陸協という）上尾ジュニア陸上クラブ（略称：上尾ジュニアAC）と称す。

第2条 事務局

本会の事務局は上尾陸協内とし 上尾市川 250 上尾市民体育館 上尾市体育協会内に置く。

第3条 目 的

本会は、陸上競技を通して競技の楽しさを体得させ、陸上競技の基礎技能の向上を図るとともに、将来子ども達が他スポーツ種目を選択した場合でも全ての基礎となる「走る」「跳ぶ」「投げる」の基礎を身に付けさせること。また、陸上競技を通じてクラブ員の心身の向上と親睦を図ることを目的とする。

第4条 事 業

- (1) 陸上競技に関する活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 他団体との交歓交流活動
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

第5条 活動の拠点と時間

本会の活動拠点は、上尾運動公園補助競技場とし毎週土曜日の午前8時30分より12時30分までとする。競技会等への参加の場合はこの限りではない。

第2章 構成とクラブ員

第6条 構 成

本会は、クラブ員と役員ならびにクラブ員の保護者で組織する育成会を持って構成する。

第7条 クラブ員

クラブ員は、正クラブ員と準クラブ員からなり正クラブ員は小学4年生以上の児童とし、準クラブ員は本クラブでクラブ員として活動を行った中学生以上の者とする。

第8条 入 会

本会への入会は所定用紙にてこれを行う。また入会に当たっては、別に定める会費を入会と同時に納入するものとする。

第9条 会の登録

本会は第8条に定めるところによる入会手続きを完了した者を本会のクラブ員として登録するとともに、上尾市陸上競技協会の会員として登録する。

第10条 保 険

入会したクラブ員、指導者は財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。尚、活動中の障害は、この保険範囲を限度とする。

第11条 脱 退

本会の脱退は、本会宛の脱退届けを提出することによって任意に脱退することができる。

第3章 役員

第12条 役員

本会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
顧問	若干名
会計	1名
監査役	2名
監督	1名
指導者	若干名

第13条 任務

前条の役員は、育成会の互選により選出する。

会長は、本会を代表して本会を統括する。

副会長は、会長を補佐し本会の実務を統括する。

顧問は、本会の選手育成に関する相談役とし育成活動を支援する。

会計は、本会の会計を担当する。

監査役は、会計を監査する。なお1名は育成会より任命する。

監督は、本会の選手育成の活動を統括する。

指導者は、クラブ員を直接指導し選手育成の活動を担当する。

第14条 任期

役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。

役員に欠員の生じたときは、それを補充する。ただしその任期は前任者の任期期間とする。

第4章 育成会

第15条 育成会

本会に育成会を置く。

育成会については別に定める。

第5章 会計

第16条 会計

本会の会計は、クラブ員が納める会費、寄付金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第17条 会費

正クラブ員は年額8,000円の会費を徴収する。会費の徴収は6ヶ月毎(4月から9月、10月から3月)に年2回に分けて郵便口座振替の所定口座に前納するものとする。

口座番号：00160-3-22691 口座名称：上尾ジュニア陸上クラブ

準会員は、会費の徴収は行わない。

各年度の開始月である4月(途中入会の場合は入会月)に、上尾市陸協の年会費とスポーツ安全保険料を別途納入すること。

脱退届けを提出せずに活動に参加しない場合も脱退届けが提出されるまでの間は会費の納入義務は継続するものとする。

第18条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 会計報告

本会の会計報告は、監査役の監査を受け毎年4月の総会時に会計報告を行うこと。

第20条 規約の改正および解散

本規約の改正、本会の解散は、育成会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附則

本規約は平成14年6月1日より施行する。

1. 平成15年2月1日改正。
2. 平成16年4月1日改正
3. 平成18年4月1日改正

上尾ジュニア陸上クラブ育成会規約

第1条 名称

本会は、上尾ジュニア陸上クラブ育成会（以下育成会という）と称し、事務局は上尾ジュニア陸上クラブと同様に上尾市川 250 上尾市民体育館 上尾市体育協会内に置く。

第2条 目的

育成会はクラブの健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1) クラブの活動目的達成のための育成援助
- (2) クラブが参加する交流活動への援助
- (3) 広報活動
- (4) 会員相互の親睦と体力向上のための活動

第3条 構成

育成会は会員の保護者、及びクラブの目的に賛同する個人、団体をもって構成する。

第4条 役員

育成会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
監査役	1名
幹事	各学年 1名
	市外 1名

第5条 役員選出

前条の役員は、互選により選出する。

第6条 役員任期

役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員は、前任者の残任期間とする。

第7条 総会

育成会の会議は総会、幹事会とし、会長が招集し運営する。

第8条 会計

会計は、上尾陸協からのジュニア育成費、寄付金、その他をもって充てる。

第9条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 会計報告

本会の会計報告は、監査役の監査を受け毎年4月の総会時に会計報告を行うこと。

第11条 規約の改正および解散

本規約の改正、本会の解散は、育成会の3分の2以上の同意を得ねばならない。

附則

本規約は平成14年6月1日より施行する。

上尾ジュニア陸上クラブ入会申込書

年 月 日

氏 名			性別	生年月日		
			男・女	西暦 年 月 日生		
住 所	〒 -					
学 校 名	小学校	学年	年生	身 長	体 重	靴のサイズ
				cm	kg	cm
保 護 者	連絡先		電 話			
			FAX			
			E-Mail			
緊急連絡先	自宅・携帯電話・その他()		電話番号			
備 考 指導者へお子様に関する特別な事項がありましたらご記入ください。						

承 諾 書

上尾市陸上競技協会
上尾ジュニア陸上クラブ 殿

入会に際し会則の内容を了承し、入会を承諾いたします。

年 月 日

保護者承諾署名:

.....

上尾市陸上競技協会
上尾ジュニア陸上クラブ 殿

上尾ジュニア陸上クラブ脱退届

下記理由により、 年 月 日をもって上尾ジュニア陸上クラブを脱退いたします。

理 由

脱退時には、スパイク等の貸与品は速やかに返却して下さい。

年 月 日

クラブ員氏名： _____

クラブ員住所： _____

上記の者の脱退を承諾いたします。

保護者氏名署名： _____